

経 済 産 業 省

20180731 貿 局 第 2 号
輸入注意事項 30 第 23 号
経済産業省貿易経済協力局

「特定有害廃棄物等の輸入の承認について」（平成 19 年 3 月 6 日付け
輸入注意事項 19 第 11 号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成 30 年 8 月 20 日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「特定有害廃棄物等の輸入の承認について」の一部改正につ
いて

「特定有害廃棄物等の輸入の承認について」（平成 19 年 3 月 6 日付け
輸入注意事項 19 第 11 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、
平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

「特定有害廃棄物等の輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「特定有害廃棄物等の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第11号）

改正後	現行
<p>1 対象品目 <u>特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等（バーゼル法第2条第1項第1号ロ及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成30年環境省令第12号。以下「バーゼル省令」という。）第4条第1項に規定する物とする。）</u> <u>なお、バーゼル法第8条ただし書並びにバーゼル省令第2条、第4条第1項括弧書及び第2項に規定する場合は、承認を要しない。</u></p> <p>2 適用地域 (略)</p> <p>3 書面申請手続 (1) 提出書類 ①・② (略) ③ 輸入契約書の写し 1通 ④ 上記1に規定する物の輸入（⑤に該当する場合を除く。）の場合には、輸入者と輸出者との間において、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書の写し 1通 ⑤ 上記1に規定する物（<u>有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「条約」という。）附属書IVBに掲げる処分作業を行うものに限る。）の経済協力開発機構（以下「OECD」という。）加盟国からの輸入の場合には、当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分について、申請者、運</u></p>	<p>1 対象品目 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等。</p> <p>なお、特定有害廃棄物等の具体的範囲については、<u>特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第一号イに規定する者（平成10年環境庁・厚生省・通商産業省告示第1号）、有害廃棄物等の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（平成5年条約第7号。以下「条約」という。）附属書II及び経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物を定める省令（平成13年環境省令第41号。以下「OECD省令」という。）を参照のこと。</u></p> <p>2 適用地域 (略)</p> <p>3 書面申請手続 (1) 提出書類 ①・② (略) ③ 輸入契約書の写し 1通 ④ 上記1に規定する物の輸入（⑤に該当する場合を除く。）の場合には、輸入者と輸出者との間において、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書の写し 1通 ⑤ 上記1に規定する物（<u>OECD省令に掲げる物に限る。）の経済協力開発機構の加盟国（以下「OECD加盟国」という。）からの輸入の場合には、当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸出者及び処分者の間の契約書、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事</u></p>

搬者、輸出者及び処分者間の契約書、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場間で運搬される場合にあつては、当該事業場間の契約に相当する取決めの書類（当該契約等には、輸入される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）の写し 1通

⑥ (略)

⑦ 当該貨物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第130号。以下「廃掃法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物にも該当する場合は、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入許可証の写し 1通

⑧ (略)

（注1）上記の提出書類のうち、契約書等が英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。

(2) (略)

(3) 受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く。

4 輸入承認基準

(1) OECD加盟国からの輸入の場合（条約附属書IVBに掲げる処分作業を行うものに限る。）

上記1に規定する物（条約附属書IVBに掲げる処分作業を行うものに限る。）の輸入であつてOECD加盟国を輸出国とする輸入の承認は以下の①から③のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。

なお、廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であつて、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入の許可を受ける必要のあるものについては、当該輸入の許可を受けていることを併せて確認する。

① (略)

② 輸入される特定有害廃棄物等について、次の事項を満たしていること。

(イ) (略)

(ロ) 国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあつては、当該許可等を受けて

業場間で運搬される場合にあつては、当該事業場間の契約に相当する取決めの書類（当該契約等には、輸入される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）の写し 1通

⑥ (略)

⑦ 当該貨物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第130号。以下「廃掃法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物にも該当する場合は、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入許可書の写し 1通

⑧ (略)

(新設)

(2) (略)

(3) 受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く。

4 輸入承認基準

(1) OECD加盟国からの輸入の場合（OECD省令に掲げる物に限る。）

上記1に規定する物（OECD省令に掲げる物に限る。）の輸入であつてOECD加盟国を輸出国とする輸入の承認は以下の①から③のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。

なお、廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であつて、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入の許可を受ける必要のあるものについては、当該輸入の許可を受けていることを併せて確認する。

① (略)

② 輸入される特定有害廃棄物等について、次の事項を満たしていること。

(イ) (略)

(ロ) 国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあつては、当該許可等を受けて

ていること（例：火薬類取締法（以下「火取法」という。）上の火薬類に該当する場合は、火取法第19条に基づく運搬証明書の交付を受けていること。毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」という。）上の毒物・劇物に該当する場合は、毒劇法第4条に基づく毒物・劇物の輸入業の登録を受けていること。）

(ハ) (略)

③ その他OECDの回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

(2) 上記(1)以外(OECD非加盟国からの輸入又はOECD加盟国からの輸入であって(1)に該当しないもの)の輸入の場合

上記1に規定する物((1)に該当する場合を除く。)の輸入の承認は、以下の①から④のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。

なお、廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入許可を受ける必要のあるものについては、当該輸入の許可を受けていることを併せて確認する。

①・② (略)

③ 輸入される特定有害廃棄物等について環境の保全上適正な運搬及び処分が行われないと信ずるに足りる理由がないものとして、次の事項を満たしていること。

(イ) (略)

(ロ) 国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあつては、当該許可等を受けていること(例：火取法上の火薬類に該当する場合は、火取法第19条に基づく運搬証明書の交付を受けていること。毒劇法上の毒物・劇物に該当する場合は、毒劇法第4条に基づく毒物・劇物の輸入業の登録を受けていること。)

(ハ) (略)

④ (略)

5 輸入承認条件

(略)

別紙1 (略)

いること（例：火取法上の火薬類に該当する場合は、火取法第19条に基づく運搬証明書の交付を受けていること。毒劇法上の毒物・劇物に該当する場合は、毒劇法第4条に基づく毒物・劇物の輸入業の登録を受けていること。）

(ハ) (略)

③ その他経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

(2) OECD非加盟国からの輸入又はOECD加盟国からの輸入であつてOECD省令に該当しないものの輸入の場合

上記1に規定する物((1)に該当する場合を除く。)の輸入の承認は、以下の①から④のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。

なお、廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であつて、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入許可を受ける必要のあるものについては、当該輸入の許可を受けていることを併せて確認する。

①・② (略)

③ 輸入される特定有害廃棄物等について環境の保全上適正な運搬及び処分が行われないと信ずるに足りる理由がないものとして、次の事項を満たしていること。

(イ) (略)

(ロ) 国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあつては、当該許可等を受けていること(例：火薬類取締法（以下「火取法」という。）上の火薬類に該当する場合は、火取法第19条に基づく運搬証明書の交付を受けていること。毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」という。）上の毒物・劇物に該当する場合は、毒劇法第4条に基づく毒物・劇物の輸入業の登録を受けていること。)

(ハ) (略)

④ (略)

5 輸入承認条件

(略)

別紙1 (略)